

○西村証人 二〇一一年、去年、去年ですね。
佐々木（憲）委員 「はい、去年です」と呼ぶ）あ
つ、これは東日本大震災の寄附金です。

○佐々木（憲）委員 お客様から預かれた資金
は、アイティーエム証券からA.I.M.グローバルフ
ンドのファンド受託銀行に全て、完全に渡つて
いたということでしょうか。

○西村証人 濟みません、ちょっと最初の方を聞
き逃しましたんで、もう一回お願ひできますか。

○佐々木（憲）委員 お客様から預かれた資金をア
イティーエム証券からA.I.M.グローバルファン
ドの受託銀行に渡しますよね。で、預かれたものは
全額渡していたか、その間に差はないか、聞いて
いるんです。

○西村証人 新規に募集をしていたときは全額H
SBCに送金しております。相対になつたところ
からもしくはお客様とA.I.A.、まあ、浅川関連のとこ
ろとの相対取引というふうになつておりました。
○佐々木（憲）委員 時間が参りました。終わり
ます。

○海江田委員長 これにて佐々木憲昭君の発言は
終了いたしました。
次に、豊田潤多郎君。

○豊田委員 新党きづなの豊田潤多郎でございま
す。

私の方からは、ちょっと今までの委員の、別
な委員からの質疑とかなり重複しちやうのですか
ら、少し整理をして私の思いを申し上げたいと思
います。

というのは、どう見ても、西村社長、西村証人
がおつしやつてることとは、浅川証人というか、
浅川氏がやつていたことを、内容を、私は、絶対
知つていた、あるいは感づいていた、詳しいとこ
ろではわからなくとも、どうも、不正の勧誘を
し、不正な形でお金を集めていたということをあ
なたは知つていたんじやないか、こう思われるん
です。

というのは、二年ほど前から、ちょっと二年さ
かのぼつて時系列的に整理しますと、二〇一〇年
の四月に信託報酬が二分の一に切り下げられまし
たですよね、A.I.J.との関係等で。これは、さか
のぼると二〇〇七年ごろから、アイティーエムと
A.I.J.の間で報酬や手数料の額をめぐつてちょつ
ともめていたという話も耳に入つてくるんですが、
いずれにしても、二〇一〇年四月に二分の一にな
つたと。

その後、二〇一〇年の四月、同じ時期に四万八
千二百株という自社株買いをされていますね。そ
して、二十三年、それも同じ、平成二十三年です
から、二〇一〇年度ということになりますが、そ
の三月、平成二十三年、二〇一一年の三月に一万
七百五十三株というのも自社株買いをされている。
要するに、同じ年度内にやつておられるわけです。

これは、ざつと言いますと、その前に約八万八
千株、浅川さんのグループの、A.I.J.のグループ
でアイティーエムの株を持っていた。それが、五
万九千株、今言った、一年間で五万九千株を売つ
て、そして二万九千株になつた。これはちやんと、
備えつけの、出しておられる、アイティーエム証

券の業務及び財産の状況に関する説明書、ここで
ちゃんと報告されていますね。

で、それがその時期に起つた後、二〇一一年、
去年の四月十九日の取締役会で、A.I.J.が運用す
るA.I.M.グローバルファンド、ケイマンにあるフ
ァンド、そこからアイティーエムが得る信託報酬
を受け取る契約、これをもう続けないということ
を決められた。そして、A.I.J.からの業務委託の
契約も打ち切るということもされた。

これ、二年の間にこういうことがずっと続いて
いるということは、誰がどう考えても、浅川氏の
やつているA.I.J.というのが、何か相当おかしく
なつているんじやないか、非常に何か資金繰りが
おかしいんじやないかとか、そういうふうなこと
を感じられたんじやないかと思うんですが、いか
がですか。

○西村証人 たくさんのことと言われたので、ど
れを説明したらいいのかわかりませんが。

自社株買いについては、先ほどから言つていま
すように、私の意向で進めていつたもので、たま
たまこの時期になつたのは、剩余金が膨らんだと
いうことです。

で、それ以外の点については、先ほど申しまし
たように、当社としてA.I.J.の会社の状況をしん
しやくして、それを考慮して決定をしたというこ
とはなく、浅川社長からこういうふうにしたいと
いうのがそれなりの合理性のある説明だつたとい
うことを受け入れたということであります。

○豊田委員 この二年の間にも、ずっとさかのぼ
りますと、二〇〇三年、平成十五年の三月期に、

浅川証人側のファンドが当初おたくの、アイテイエムの未公開株を持っていた。そのことについて、西村証人は参考人としてもおつしやっていますが、自社、おたくの、当社の株価を評価がえとどうか、少し高く見積もれば、ネット・アセット・バリューを募集額と同じぐらいに上げることは可能であった、そういうお手伝いをしたことは初年度ではあつた、こういうことを参考人のときにおつしやっていますね。

そこまでの関係がある、そのことをもう正しいとは私は思いますから、正しいということは真実だと思いますが、そういうことまでされて、そして、この二年間で今申し上げた一連のことをされて、しかも、その後、おたく、アイテイエムと A I J が一緒に顧客の勧誘、うその情報に基づく勧誘を行つていていたという。

○西村証人 十年にもわたる長い間では、いろいろなお互いの変遷がありまして、その一つが、平成十八年六月ですか、二二%の大きなマイナスを A I J のファンドでこうむつたといいますか、二二%のマイナスがなつたときに、やはり、これは監査報告書と違つて月次ですので、すぐその月にどうするかという相談を受けたわけですけれども、このときはもうはつきりと、不正はよくないと。これを浅川社長も受け入れてくれたと。で、運用

の仕方も、穏健にやつて、しつかりと運用するんだ、うそをつかないんだということでやつてきていたわけですから、それはある程度信頼していいんじゃないかと。同時に、H S B C の、繰り返し言つておりますけれども、H S B C から来る値段もちやんとしたものでしたし、それをもつて安心してやつていたということあります。

○豊田委員

これはもう、知らないと言われればそれまでになつちやうのかもしれません。

さらに、いろいろ今、ほかの委員からも尋問が

ありましたけれども、英國、イギリスの会計事務所がつくった例の監査報告書、それも最初は見ていたけれども、後は開封せずに浅川社長の方に渡しました。それから、二〇〇九年の業界の専門誌「年金情報」で、どうもこの A I J というのはおかしいんじゃないかという、そういうことはもうプロですかによく御存じだと。それも何か、一度それを、大丈夫ですかと聞いた、大丈夫だよと言わされたから、はあ、わかりましたということでしたという参考人としての発言がありましたけれども、これもちょっととにかくには信じがたい。

あなたが本当にそれだけの責任を持つてやろうという、営業のそういう、きつとやろうとしているんなら、もう少し、これはおかしいんじやないか、あるいは利回りがこんなというのはおかしいんじゃないかということをもうちょっと追及すべきではなかつたんじやないかと思うんですが、いかがですか。

○西村証人 これについては、「年金情報」の記事だけではなくて、いろんな話が A I J にはあつ

たわけで、これは私だけではなくて、営業マンからもたくさん事例が上がつて、その都度、浅川社長に、あるいはその、ほかの A I J の人た

ちに聞いて、ある程度の回答を得ていたと。

近くにいますと浅川社長の表情を見るという状況が長く続いておつたわけですけれども、彼の姿、表情、態度、そういったもののからは、苦悩しているようなものがなくて、自信がたくさんあって、それを見て安心している部分もなかつたとは言え

ないです。

○豊田委員

持ち時間が終わりましたので尋問はいたしませんが、これまでのずっと客観的な事実を見ますと、幾らそれは知らなかつたとか、わからなかつたという話は通らないというのが一つと、

仮に、仮にわかっていても言えなかつたということもかもしれません。それは、それはそれとして私は罪になるんじやないかと。やはりきつと、年金の大事な資産を預かって運用する証券会社の社長であれば、おかしいものはおかしいと言つて、きつと浅川氏に対しておかしいという意見を言ひ、それを正していくというのが私は筋であつたんじやないかと思ひます。

そういう意味で、やはり西村社長の責任も大きいものがあると思いますので、このことを申し上げまして、私の尋問を終わります。

以上です。

○海江田委員長 これにて豊田潤多郎君の発言は終了いたしました。

以上をもちまして西村証人に対する尋問は終了しました。